

<記載例>

(記載例の解説及び注意事項等は、4ページ以下を御覧ください。)

* この記載例は、2筆の土地を合わせて1筆の土地にする登記の申請を代理人によってする場合のものです。

※受付シールを貼るスペースになりますので、この部分には何も記載しないでください。

登記申請書

登記の目的 合筆

添付情報

登記識別情報（又は登記済証）（注1） 印鑑証明書（注2）

代理権限証明情報（注3）

登記識別情報（又は登記済証）を提供することができない理由（注4）

不通知 失効 失念 管理支障 取引円滑障害 その他（ ）

登記識別情報の通知を希望しません。（注5）

令和1年7月1日申請 *提出日を記載してください。

○○法務局（又は地方法務局）○○支局（又は出張所）（注6）

申請人 ○○市○○町二丁目1番地 *所有者の住所氏名を記載してください。
法務太郎（注7）

代理人 ○○市○○町二丁目12番地
乙野次郎印（注8）
連絡先の電話番号00-0000-0000（注9）*日中の連絡先

登録免許税 金1,000円（注10）*合筆後の土地1個につき1,000円です。

土地の表示	所在	○○市○○町二丁目（注12）			
		*この「土地の表示」欄は登記事項とのおり正確に記載してください。			
	①地番 (又は不動産番号)	②地目	③地積m ²	登記原因及びその日付	
	1番（注12） (123456789012) (注11)	宅地 (注13)	120 00 (注13)		
	2番（注12） (098765432101) (注11)	宅地 (注13)	50 00 (注13)	1番に合筆（注14）	
	1番 (注15)	宅地 (注15)	170 00 (注15)	③2番を合筆（注16）	

契印

(注 1 7)

委任状の例

委 任 状

私は、〇〇市〇〇町二丁目12番地 乙野次郎に、次の権限を委任します。

- 1 下記の登記に関し、登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面と共に登記申請書を管轄登記所に提出すること
- 2 登記が完了した後に通知される登記識別情報通知書及び登記完了証を受領すること
- 3 登記の申請に不備がある場合に、当該登記の申請を取り下げ、又は補正すること
- 4 登記に係る登録免許税の還付金を受領すること
- 5 上記1から4までのほか、下記の登記の申請に関し必要な一切の権限

令和元年7月1日

〇〇市〇〇町二丁目1番地 法務太郎 実印

記

登記の目的 合筆

所 有 者 〇〇市〇〇町二丁目1番地
法務太郎

土 地 の 表 示	所 在	〇〇市〇〇町二丁目(注12)		
	① 地 番 (又は不動産番号)	② 地 目	③ 地 積 m ²	登記原因及びその日付
	1番(注12)	宅 地 (注13)	120 00 (注13)	
	2番(注12)	宅 地 (注13)	50 00 (注13)	1番に合筆 (注14)
	1番 (注15)	宅 地 (注15)	170 00 (注15)	③ 2番を合筆 (注16)

* これは、記載例です。この記載例を参考に、申請の内容に応じて作成してください。

＜解説及び注意事項等＞【全様式共通の注意事項はこちら】

- (注1) 所有権の登記がある土地を合筆する場合は、合筆前のいずれか1筆について、所有権の取得（又は保存）の登記を受けたときの申請人の登記識別情報（登記識別情報を記載した書面を封筒に入れ、封をして提出します。この封筒には、申請人の氏名又は名称及び登記の目的を記載し、登記識別情報を記載した書面が在中する旨を明記する必要があります。）又は登記済証（権利証）の原本を提出します。なお、登記済証を提出した場合には、登記完了後返却されます。
- (注2) 所有権の登記名義人が申請する場合は、申請人の印鑑証明書（市区町村長が発行したもの）です。3ヶ月以内に作成されたものを添付します。
- (注3) 登記申請に関する委任状（代理人の権限を証する情報）です。記載例は、3ページのとおりです。代理人によって申請を行う場合提出が必要になります。
- (注4) 申請人が登記識別情報又は登記済証を提供することができない場合は、その理由の□にチェックをします。
なお、登記識別情報又は登記済証を提供することができない場合は、様式の添付情報欄には、「登記識別情報（又は登記済証）」を書かないでください。
- (注5) 申請人が合筆の登記後に通知される登記識別情報の通知を希望しない場合には、□にチェックをします。
- (注6) 申請書を実際に登記所に提出する年月日と提出先の法務局若しくは地方法務局又はこれらの支局若しくは出張所の名称を記載します。
- (注7) 申請人の住所及び氏名を記載してください。申請人の住所、氏名は、登記簿に記録されている所有者の記載と一致している必要があります。一致していない場合は、事前に登記上の住所、氏名を現在のものに変更する登記を申請する必要があります。また、代理人ではなく申請人が自ら申請する場合は、申請人の表示の末尾に印鑑証明書と同じ印（実印）を押してください。
- (注8) 代理人によって申請を行う場合記入が必要になります。申請人から登記の申請の委任を受けた代理人の住所及び氏名を記載します。氏名の末尾に代理人の認印を押してください。
- (注9) 申請書の記載内容等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号（平日日中に連絡を受けることができるもの。携帯電話の番号を含む。）を記載します。
- (注10) 登録免許税額を記載します。合筆の登記の登録免許税は、合筆後の土地の個数1個につき1,000円です。ただし、所有権の登記がない土地の合筆の登記の場合は、登録免許税は不要です。
なお、登録免許税を現金納付する場合はその領収証書を貼り付けた用紙を、収入印紙で納付する場合には収入印紙（割印や消印をしないでください。）を貼り付けた用紙を、申請書と一緒に貼り付けてください（申請人が2人以上いる場合は、そのうちの1人が契印をすることで差し支えありません。）。
- (注11) 不動産番号を記載した場合は、土地の所在、地番、地目、及び地積の記載を省略することができます。
- (注12) 土地が所在する市、区、郡、町、村、字、及び合筆前の各土地の地番を、登記事項証明書の記載のとおりに正確に記載してください。

- (注13) 合筆前の各土地の地目及び地積を、登記事項証明書の記載のとおりに正確に記載してください。
- (注14) 合筆によって消滅する土地の行に、登記原因として「1番に合筆」と記載します。
- (注15) 合筆後の土地（通常は合筆によって消滅しない地番の土地）の地番、地目及び、地積を記載します。なお、合筆後の土地の地番は、本来登記官が定めるものですが、登記所から予定地番を示された場合には、申請人で記載して差し支えありません。
- (注16) 合筆後の土地の行に、登記原因として「③2番を合筆」と記載します。なお、「③」は、地積が変更したことを示すためのものです。
- (注17) 申請書が複数枚にわたる場合は、申請人又はその代表者若しくは代理人は、各用紙のつづり目に必ず契印してください（申請人が2人以上いる場合は、そのうちの1人が契印することで差し支えありません。）。

* なお、次に掲げる合筆の登記はすることができます（不動産登記法（平成16年法律第123号）第41条）。

- 1 相互に接続していない土地の合筆の登記
- 2 地目又は地番区域が相互に異なる土地の合筆の登記
- 3 表題部所有者又は所有権の登記名義人が相互に異なる土地の合筆の登記
- 4 表題部所有者又は所有権の登記名義人が相互に持分を異にする合筆の登記
- 5 所有権の登記がない土地と所有権の登記がある土地との合筆の登記
- 6 所有権の登記以外の権利に関する登記がある土地（権利に関する登記であって、合筆後の土地の登記記録に登記することができるものとして法務省令（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第105条）で定めるものがある土地を除く。）の合筆の登記